

○総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十八日

総務大臣 石田 真敏

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五MHzから六、四二五MHzまでの周波数の電波を送信し四、一二〇MHzから四、二〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、六五五MHzから二、六九〇MHzまでの周波数の電波を送信し二、五〇〇MHzから二、五三五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>〔一〕 略</p> <p>別表第一号 (第5条関係) 周波数の許容偏差の表 〔表略〕 〔注1～42 略〕</p> <p>43 1,621.35MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>(2) 2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 1 (10<sup>-6</sup>) 〔44～57 略〕</p>	<p>(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十三 [同上]</p> <p>一 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五MHzから六、四二五MHzまでの周波数の電波を送信し四、一二〇MHzから四、二〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、六六〇MHzから二、六九〇MHzまでの周波数の電波を送信し二、五〇五MHzから二、五三五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>別表第一号 (第5条関係) 周波数の許容偏差の表 〔表同左〕 〔注1～42 同左〕</p> <p>43 1,621.35MHzから1,626.5MHzまで又は2,660MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>(2) 2,660MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 1 (10<sup>-6</sup>) 〔44～57 同左〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記による。	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。